

台風等非常時における授業の取扱いについて

(平成 16 年 11 月 9 日決定)

台風の接近、公共交通機関の運休その他不測の事態が生じた場合において、授業（学期末試験を含む。以下「授業」という。）の実施が困難な場合における授業等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

1 授業の取扱いについて

(1) 休講について

次のいずれかの事由が発生した場合は、当日のその後に開始する授業を休講とする。

ア 暴風警報等発令の場合

広島地方気象台から広島県南部地域（広島・呉）に暴風警報及び大雨警報が同時に発令された場合、又は暴風雪警報が発令された場合

イ ストライキ等で次の公共交通機関がいずれも運行停止の場合

(ア) 広島市内の JR が運行停止の場合

(イ) 県立広島女子大学への通学に利用する広島電鉄の電車・バス及び広島バスのバスが運行停止の場合

(2) 警報解除等に伴い授業を実施する場合

ア 警報解除の場合

暴風警報等が解除され、かつ、広島市内の JR が運行されるとともに県立広島女子大学への通学に利用する広島電鉄の電車・バス及び広島バスのバスのうちいずれかが運行されている（以下「公共交通機関が運行」という。）場合

(ア) 午前 7 時までに警報が解除され、かつ、公共交通機関が運行の場合
1 時限の授業から実施する。

(イ) 午前 10 時までに警報が解除され、かつ、公共交通機関が運行の場合
3 時限の授業から実施する。

(ウ) 午後 3 時までに警報が解除され、かつ、公共交通機関が運行の場合
6 時限の授業から実施する。

イ ストライキ中止等に伴い、公共交通機関が運行再開の場合

(ア) 午前 7 時までに公共交通機関が運行の場合
1 時限の授業から実施する。

(イ) 午前 10 時までに公共交通機関が運行の場合
3 時限の授業から実施する。

(ウ) 午後 3 時までに公共交通機関が運行の場合
6 時限の授業から実施する。

(3) 休講措置に伴う補講

休講となった授業については、補講を行う。

(4) 学外実習の場合

教育実習、インターンシップ等の学外実習の場合は、実習先指導者の指示に従うものとする。

2 その他の緊急事態

地震等による警報が発令された場合、又は緊急事態が発生し、授業の実施に支障があると認められる場合の休講等の措置については、学長が決定する。

3 休講措置の周知方法等

(1) 学生及び教職員は、マスメディア等により警報発令状況等を確認し、適切に対応のこと。

(2) 教務課は、掲示、学内放送等により速やかに学内に周知する。

(3) 教務課は、休講となる授業の非常勤講師に対して、速やかに周知する。